

2024年 8月16日

飯田市議会議長 熊谷 泰人 様

女性差別撤廃条約選択議定書の  
速やかな批准を求める請願

請願者 女性会議 長野県本部  
飯伊支部 会長 木下 容子  
(住所) 飯田市 羽場町1-5-7  
(電話) 0265-22-5973



紹介議員 関島 百合  
佐々木 博子



## 【請願趣旨】

国連は 1979 年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は、1985 年条約に批准しました。現在 189 カ国が批准しています。

1999 年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するために、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在、115 カ国が批准しています。しかし、日本政府はいまだに批准していません。

「選択議定書」は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け、具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待されます。

日本は、2024年のジェンダー平等度ランキングでは、世界 146 カ国中 118 位、先進7カ国 G7 では最下位と、遅れをとっています。

2020 年 12 月に閣議決定された、国の第5次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め、見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割です。選択議定書の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります。

本年 10 月には、国連女性差別撤廃委員会による、第6回目の日本報告書審議が行われます。これを見据え、国において女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

## 【請願事項】

貴議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める国宛の意見書を提出して下さい。

以上

女性差別撤廃条約選択議定書の  
速やかな批准を求める意見書（案）

国連で1979年に採択された女性差別撤廃条約は、ジェンダー平等を実現するための、最も重要な国際基準であり、日本は1985年に批准している。その後、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために、1999年に国連で採択されたのが「選択議定書」である。

今年は選択議定書が採択されてから25年目に当たるが、現在、女性差別撤廃条約の締約国189か国のうち、115か国が選択議定書を批准している中で、日本は未だ批准をしていない。

SDGsの17の目標の第5は、「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」となっている。国は第5次男女共同参画基本計画において、「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。しかし、「検討」以上の進展がなく、このままでは日本のジェンダー不平等は改善されない。

日本における男女平等の実現は未だ途上にあり、各国の男女間の格差を示す2024年のジェンダー・ギャップ指数の日本の総合順位は、146か国中118位、先進7か国 G7では最下位と遅れをとっている。このことは、20年間もの間、男女の格差をなくすための有効な策が講じられてこなかったことを示している。

女性差別撤廃条約選択議定書の批准は、この現状を変え、女性の権利を国際基準にする重要な第一歩である。

女性差別撤廃条約の締約国は、自国の条約実施状況を報告する義務があるが、本年10月には、日本政府の報告に対して、8年ぶりに女性差別撤廃委員会の審議が行われる。これを契機として、この審議までに選択議定書の批准を実現すべきである。

よって、国会及び政府においては、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年 月 日

長野県 飯田市議会 議長

【提出先】

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣  
内閣府特命担当大臣(男女共同参画)